

# 令和8年度第1回サービス管理責任者等研修（実践研修）実施要項 （サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修））

## 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成することを目的に実施します。

## 2 実施事業者

一般社団法人 青い森学館

## 3 研修日程

令和8年8月29日（土）～令和8年8月30日（日） 2日間

研修日時	科目名
8月29日（土）	9:30～10:30 障害者福祉施策の最新の動向（講義）
	10:30～12:30 モニタリングの方法（講義・演習）
	13:30～18:00 個別支援会議の運営方法（講義・演習）
8月30日（日）	9:30～11:00 サービス（支援）提供職員への助言・指導について（講義・演習）
	11:00～13:00 実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）
	14:00～14:50 サービス担当者会議等におけるサービス（児童発達支援）管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）
	14:50～15:40 （自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）
	15:40～17:30 サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）

\*研修時間は変更する場合があります。

## 4 会場

青森県観光物産館アスパム

〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1-40 TEL 017-735-5311

## 5 受講定員

100名

## 6 研修方法

- (1) 「児童期」と「成人期」のグループに分かれて演習を行います。
- (2) 演習のための事前課題を予定しています。（「11 事前課題」参照）
- (3) 別紙「標準カリキュラム」に基づき研修を行います。

\*カリキュラムは変更する場合があります。

## 7 受講対象者

指定障害福祉サービス事業所（新規開設予定を含む）において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者で、次の受講要件1から3のいずれかに該当する者。

### 【受講要件1】

現在、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格を失効している者。

- ・平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了し、これまでに更新研修を修了していない者。
- ・更新又は実践研修修了後、期限内に更新研修を修了していない者。

### 【受講要件2】

サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（別紙「実務経験要件（サビ管、児発管）」）を満たしている者で、基礎研修修了後、実践研修受講前までの5年間において、2年以上の実務経験（相談支援業務又は直接支援業務）がある者。

### 【受講要件3】

次のすべてを満たしている者。

- ①基礎研修受講時、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（別紙「実務経験要件（サビ管、児発管）」）を満たしている。
- ②基礎研修修了後、実践研修受講前までの5年間において、個別支援計画作成の業務に6か月以上従事している。
- ③個別支援計画作成の業務に従事することを指定権者に届け出している。

## 8 受講申込

一般社団法人青い森学館ホームページの受講申込フォームから申込み、必要書類を郵送してください。（簡易書留を推奨いたします。）【受講フォームからの入力】と【必要書類の提出】の両方をもって申込が完了となりますのでご注意ください。

### (1) 受講申込フォーム

受講申込フォームアドレス：<https://forms.gle/rk3iVd1obpBoNUUd7>

受講申込フォーム QR コード



### (2) 提出書類

次の書類を下記提出先まで郵送してください。（簡易書留を推奨いたします。）

#### 【受講要件1】でお申込の場合

- ① 受講申込書（法人代表者印押印）
- ② 平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了証の写し（これまで更新研修を修了していない場合は提出する。）
- ③ サービス管理責任者等研修更新研修又は実践研修修了証の写し（更新研修又は実践研修を修了していて、期限内に更新していない場合は提出する。）
- ④ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書（様式は任意）を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

【受講要件2】でお申込の場合

- ① 受講申込書（法人代表者印押印）
- ② サービス管理責任者等研修基礎研修の写し
- ③ 実務要件に関係する保有資格証明書の写し（該当者のみ）  
\*児童指導員任用資格の場合は、実務経験証明書（様式は任意）等の写し
- ④ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書（様式は任意）を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

【受講要件3】でお申込の場合

- ① 受講申込書（法人代表者印押印）
- ② サービス管理責任者等研修基礎研修の写し
- ③ 実務要件に関係する保有資格証明書の写し（該当者のみ）  
\*児童指導員任用資格の場合は、実務経験証明書（様式は任意）等の写し
- ④ 指定権者に届け出た「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出書の写し
- ⑤ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書（様式は任意）を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

提出先

〒039-2655 青森県上北郡東北町字内蛭沢道ノ上 90-22  
一般社団法人 青い森学館事務局

(3) 申込手順

- ①申込フォームにて以下の必要事項を入力する。事業所設立予定の場合は入力可能な部分だけ入力してください。
  - ・受講者情報（氏名、生年月日、電話番号、住所、職種・役職）
  - ・受講決定通知送信など今後の連絡用メールアドレス
  - ・法人名、法人代表者氏名
  - ・受講者勤務事業情報（事業所名、電話番号、事業所の受けている指定サービス等の種類）
  - ・修了を希望する研修
  - ・実務要件に関連する資格の種類
  - ・お申込する際の受講要件
  - ・受講時の希望カテゴリ（児童期又は成人期）
  - ・講師への質問（研修内容に関わる事）
  - ・申込担当者名
- ②必要書類を郵送する。（簡易書留を推奨いたします。）

(4) 申込期間

令和8年6月1日（月）～令和8年7月10日（金）

\*締切日より前に定員に達した場合、募集を停止する場合があります。

## 9 受講決定

提出書類の受領後、2週間を目途に電子メールで受講の可否を通知します。受講決定者には受講料振込口座を記載した受講決定通知を送信しますので、期限までにお支払いください。

## 10 受講料

受講料として40,000円を徴収します。

\*入金いただいた受講料はいかなる場合も返金いたしません。

## 11 事前課題

課題の詳細は、受講決定通知送信時に連絡いたします。

## 12 その他

- (1) 研修の全日程を受講した方には修了証書を交付します。ただし、実務要件や申請内容等に虚偽があった場合、受講及び修了を取り消します。
- (2) 遅刻、早退、その他受講態度が不良であると判断した受講者については、講師及び実施主体で協議の上、それ以後の受講を認めないことがあります。
- (3) 会場の駐車場を利用した場合、半額券をお渡しすることができますが、駐車スペースに限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。
- (4) 座席の配慮やサポートが必要な方については個別に対応させていただきますので、事務局までお申し出ください。なお、お申し出に対して十分に対応できない場合もございますので、予めご了承ください。
- (5) 個人情報、本研修の運営管理の目的のみに使用します。また、青森県から名簿等の求めがあった際には提出します。
- (6) 申込み後の連絡は電子メールで行います。確実に受信・閲覧できるメールアドレスでご登録ください。

## 13 申込書提出先・問い合わせ先

一般社団法人青い森学館 事務局

〒039-2655 青森県上北郡東北町字内蛭沢道ノ上 90-22

Email:customer@aoimorigakkan.com